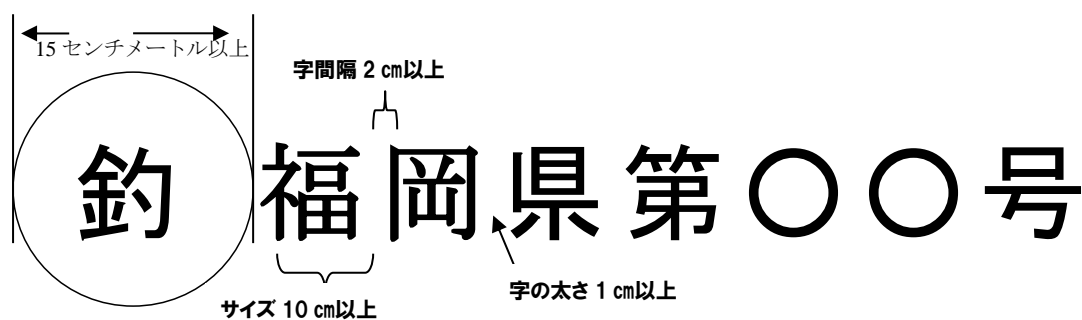


別記様式第八号（第十四条関係）



備考 各文字及び数字は、次により明りょうに表示すること。

(1) ×××の部分には、当該登録に係る都道府県名を表示すること。

(2) 〇〇〇〇の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。

(3) 大きさは10センチメートル以上、太さは1センチメートル以上、間隔は2センチメートル以上とする。

◎ 登録を受けた後、営業開始までに船外の見やすい場所に表示(例:ブリッジや船体の両側面)。

◎ 直接書き入れる、ステッカー貼付など、表示方法は問いません。

登録番号のうち、「県」「第」「号」は省略しても構いません。